

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : パナソニック E W エンジニアリング株式会社
法人番号 : 3120001089786
業者の住所 : 大阪府大阪市中央区城見 2 - 1 - 6 1

2 指名停止の期間

- ① 令和 7 年 7 月 30 日 ～ 令和 7 年 8 月 29 日 (1 か月)
② 令和 7 年 7 月 30 日 ～ 令和 7 年 10 月 29 日 (3 か月)

3 指名停止の措置対象地区

- ① 関東甲信地区
② 中部地区、近畿地区

4 事実概要

当該業者は、建設業法第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

これらのことが、建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 1 月 31 日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局長より監督処分（指示処分及び 22 日間の営業停止処分）を受けた。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 13 号（下記参照）に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1 ～ 12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 14 ～ 16 省略	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内 省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)